

小規模特認校制度について研究した論文について

小規模特認校制度（以下「制度」という。）について研究した論文を紹介する。

○紹介する論文

久保富三夫(2015)「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」
『人間科学部研究年報』第 17 号. 帝塚山学院大学. pp. 32-46

1 制度導入の実態（数値は 2014 年度時点）

(1) 制度導入学校数

444 校（小学校 369 校、中学校 75 校）

※ただし、一部未回答の都道府県がある。

(2) 導入していない県

8 県（岩手、福島、群馬、福井、山梨、和歌山、島根、徳島）

(3) 2010 年度との比較

・児童生徒数が増加している学校 136 校（30.6%）

・児童生徒数が減少している学校 283 校（63.7%）

(4) その他

2003 年時点で 241 校あった制度導入校のうち、44 校が 2013 年度までに閉校

2 制度の教育的意義

(1) 小規模校・少人数学級（20 名以内）での豊かな学びの機会を校区の子供たちに保証する。

(2) 複式学級編制が解消され、学年単式学級編制が可能になる。

(3) 学校を舞台とした地域住民と保護者との交流の場が確保される。また、運動会などの学校行事や体験活動等を通じた地域住民と保護者の共同の場としての学校が確保される。

(4) 地域資源の活用を目指した教職員と地域住民の目的意識的・継続的な共同の取組を促進する。

(5) 小規模校が持っている教育力を更に豊かにし、そこで学ぶ子供たちの成長（学力保証と人間形成）に寄与する。

(6) 大規模校で不適応を起こしていた児童生徒が、自己肯定感を高め、学力を向上させ、人間的にも成長を遂げた事実がたくさん存在する。

3 制度導入のための要件（抜粋）

- (1) 同一市内に大規模校や 30 人を超える学級が多いこと。
- (2) 導入する学校数は、政令市や中核市以外は 1 市 1 校が望ましい。
- (3) 教育活動上様々な困難も抱えることになるが、1 年生の入学のみを認めるのではなく、転入学（2 年生以上の入学）を認めた方が、児童生徒数が増える可能性がある。
- (4) 中学校進学の際に、居住地の中学校と特認校が属する校区の中学校のいずれか選択可能とした方が良い。
- (5) 小規模特認校で学びたい、学ばせたいという子供と保護者を惹きつける教育課程が策定され、それが高い水準で実践されること。
- (6) 自然・歴史・文化的環境等の地域資源を活用した教育課程づくりが必要である。
- (7) 不登校傾向、学校不適応、発達障害のある児童生徒が入学を希望することがあるため、地域住民の理解、教職員の合意と研修等が必要である。
- (8) 地域の人たちの力により、放課後児童クラブに相当する機能を持った組織が必要である。
- (9) 制度を利用する保護者は、教職員や校区保護者、地域住民と共に学校を創っていく立場に立つ必要がある。
- (10) 制度導入に並行して、空き家利用や土地分譲などにより、居住する人を増やすことが大事である。

4 制度の教育的意義に関わる検討課題

- (1) 全ての希望する子供と保護者に開かれた制度とすることが必要であるが、そうした場合に、就学校指定の原則との間に矛盾が生じる恐れがあるため、慎重な検討が必要である。
- (2) 特色ある教育課程づくりにおいて、極端な特色化（特定のスポーツにかなり傾斜した教育活動など）が進むと、校区内に居住している児童生徒が学びにくいような学校、不適応を起こすような学校が出現する可能性がある。
- (3) すでに、在籍児童生徒数の大半が制度利用者で占められている学校が相当数存在する。今後、地域への移住者が増えていかなければ、将来的に校区の児童生徒が皆無になる可能性がある。
- (4) 特別支援学級は、校区内に該当児童生徒がいる場合に開設するのか。制度利用を希望する児童生徒のみにいる場合でも開設するのか。
- (5) 制度を利用する児童生徒は、居住地域と疎遠になり地域の課題に向き合う機会や、居住地域の子供と交流する機会が少なくなる。